明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十八年四月一日から六月三十日までとする。

平成二十八年八月二十三日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

代表取締役　松﨑　孝夫

一　支援決定を行った件数
十七件

二　買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし

三　支援決定を撤回した件数
一件

四　買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額

一　宮城県沿岸部の印刷業者（震災により本社兼工場・機械設備が損壊）

二　青森県の廃棄物処理業者（津波により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）

三　宮城県沿岸部の小売業者（震災により事務所が損壊、販売先の被災により売上が減少）

四　千葉県の水産卸売業者（風評被害により売上が減少、津波による浸水により在庫破棄を余儀なくされた）

五　千葉県の卸売業者（震災による取引先の廃業により売上が減少）

六　宮城県沿岸部の自動車整備業者（津波により工場・設備が流出、一時営業停止を余儀なくされた）

七　福島県浜通りの製造業者（震災により機械、在庫が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）

八　青森県の製造業者（震災により倉庫が損壊、在庫が流出・損壊）

九　岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊、設備・在庫が流出・損壊）

十　宮城県沿岸部の建設業者（津波により倉庫・車輌・資材が流出）

十一　宮城県内陸部の飲食業者（震災により設備が損壊、店舗の取壊しにより移転を余儀なくされた）

十二　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場・設備・在庫が流出）

十三　福島県浜通りの自動車販売業者（震災により事業所・工場・設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）

十四　福島県中通りの卸売業者（原発事故による主要取引先の避難により売上が減少）

十五　栃木県の生活関連サービス業者（震災により建物が損壊）

十六　岩手県沿岸部の小売業者（震災により店舗が全壊）

十七　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場が全壊流出、一時営業停止を余儀なくされた）

十八　宮城県沿岸部の飲食業者（震災により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされた）

十九　茨城県の水産加工業者（津波により機械装置が全損、原発の風評被害により売上が減少）

五　買取りに係る債権の元本総額
七十九億二千四百八十五万七千円

出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額

一　千葉県の水産加工業者（震災により建物が損壊）
千葉県の水産卸売業者（風評被害により売上が減少、津波による浸水により在庫破棄を余儀なくされた）
出資総額
千八百万円

六　対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

一　十一件、四十六億九千二百六十六万八千円
当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

二　四件、十二億三千八百三十万三千円
処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

七　一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額

一　岩手県沿岸部の建設業者（津波により備品が流出、一時営業停止を余儀なくされる）
福島県浜通りの建設業者（津波により自宅兼事務所・作業場が全壊、一時営業停止を余儀なくされる）
宮城県沿岸部の不動産賃貸業者（震災により賃貸物件が一部損壊、使用不能となり賃料収入が減少）
青森県の廃棄物処理業者（津波により設備が損壊、一時営業停止を余儀なくされる）
福島県浜通りの製造業者（震災により工場設備が大規模損壊）
対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額
四億二千五百七十一万五千円

第４期決算公告

平成28年８月23日

神奈川県川崎市川崎区四谷上町10番６号

一般財団法人日本環境衛生センター

代表理事　南川　秀樹

貸借対照表の要旨

（平成28年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,224,349
	固定資産	3,403,345
	合計	5,627,694
負債及び正味財産の部	流動負債	1,256,736
	固定負債	592,094
	負債合計	1,848,831
	指定正味財産	1,100
	一般正味財産	3,777,763
	正味財産合計	3,778,863
	合計	5,627,694

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千二百五万円、資本準備金の額を三千二百五万円、利益準備金の額を四百二万八千四百五十円減少し、それぞれ一千万円、〇円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

平成二十八年八月二十三日

東京都品川区西五反田七丁目二二番一七号テーオーシービル三階

株式会社すずのき

代表取締役　高田　陽一

第８期決算公告

平成28年８月23日

東京都品川区西五反田七丁目22番17号

テーオーシービル３階

株式会社すずのき

代表取締役　高田　陽一

貸借対照表の要旨

（平成28年２月20日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,307,181
	固定資産	617,634
	合計	1,924,816
負債及び純資産の部	流動負債	1,522,360
	（賞与引当金）	(28,500)
	（ポイント引当金）	(2,900)
	固定負債	464,184
	株主資本	△54,551
	資本金	42,050
	資本剰余金	32,050
	資本準備金	32,050
	利益剰余金	△128,651
	利益準備金	4,028
	その他利益剰余金	△132,680
	（うち当期純損失）	(198,615)
	評価・換算差額等	△7,177
	その他有価証券評価差額金	△7,177
	合計	1,924,816

発行所　〒一〇五－八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　二八〇円（本体　二六〇円）　（配送料別）